

平成 19 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐 藤 勝 弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦公司
(TEL. 06-6683-3101)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 10 日付で京都地方裁判所（訴状送達日：平成 19 年 1 月 17 日）において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社運営の堂島ホテルの改装工事代金において、期日までに支払いがなされなかったとして、その支払いを求める訴訟が提起されたものであります。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 : ジーク株式会社
- (2) 所 在 地 : 京都市南区吉祥院新田式ノ段町 33 番地
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 湯浅 圭一

3. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

ジーク株式会社は、当社に対し、金 1 億 7,640 万円およびこれに対する訴状の送達の日から翌日から支払い済みまで年 6 分の割合による金員の支払いを求める。

(2) 損害賠償請求金額

金 1 億 7,640 万円および遅延損害金

4. 今後の見通し

当社といたしましては、ジーク株式会社による当該工事の一部が契約で定められた工事完了日に間に合わず、「堂島ホテル」のオープン予定が当初の 8 月 8 日から 12 月 24 日の完全オープンまで大幅に遅れ、多大な営業支障をきたしました。

当社は、ジーク株式会社と昨年度末まで工事の遅れに対する営業補償の話し合いを進めておりましたが、昨日突然本件訴状が届いたものであります。当社は、工事代金として未払金計上済みあり、業績に与える影響はありません。

現在顧問弁護士と営業補償について訴訟を検討しております。当社の判断といたしましては、本件訴訟と営業補償を相殺できるものと考えております。

以 上